

第31期定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

- 業務の適正を確保するための体制
- 連結計算書類
 - 「連結株主資本等変動計算書」
 - 「連結注記表」
- 計算書類
 - 「貸借対照表」
 - 「損益計算書」
 - 「株主資本等変動計算書」
 - 「個別注記表」
- 計算書類に係る会計監査報告

第31期

(2024年7月1日から2025年6月30日まで)

株式会社総医研ホールディングス

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無に関わらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存管理体制）

- イ. 取締役会をはじめとする社内の重要会議における意思決定の記録、取締役が職務権限規程や稟議規程等の社内規程に基づいて決裁した文書、その他法令及び社内規程の定めるところにより取締役の職務の執行に係る情報を記録し、文書管理規程の定めにしたがって保存及び管理する。
- ロ. 取締役の職務の執行に係る上記文書を常時閲覧ができるようにする。
- ハ. 監査役及び内部監査部門は、取締役の職務の執行に係る上記文書の作成、保存及び管理の状況について監査を行うものとする。

②当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）

- イ. リスク管理規程を制定し、社長が任命するリスク管理担当取締役を中心として、同規程に基づくリスク管理体制を構築する。
- ロ. 当社及び当社子会社の各部門における業務執行に係るリスクについては、各部門において十分に認識し、平時よりその顕在化の防止に努めるものとする。
- ハ. 不測の事態が発生した場合には、リスク管理担当取締役及び外部アドバイザーを含む社長を本部長とする対策本部を設置して迅速かつ適切に対応し、損失の拡大を防止する。

③当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的職務執行体制）

- イ. 当社及び当社子会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を毎月1回以上開催するほか、当社及び当社子会社の取締役が出席する経営会議等を定期的または必要に応じて臨時に開催するものとし、重要事項の決定、経営全般の状況の把握並びに当社及び当社子会社の取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- ロ. 取締役会及び経営会議等の決定に基づく業務の執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程に基づいて適切かつ効率的に実施するものとする。

④当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、法令、定款及び社内規程等の諸規則を遵守し、誠実に職務を遂行するものとする。
- ロ. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の法令等の遵守の状況を監視するため、取締役会及び監査役会が適切に監視することに加え、内部監査規程に基づく社長直轄による内部監査を実施し、さらには必要に応じて社外の委員を含めた委員会を組織して業務の適正性を厳格に検証する。
- ハ. 社内報告体制として、コンプライアンス違反が行われ、または行われようとしていることに気づいた者は、総務部長、常勤監査役または社外弁護士等に通報しなければならないものとする。このような通報があった場合、会社はその内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行わないものとする。

⑤当社並びにその親会社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制及び当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制（グループ会社管理体制）

- イ. グループ会社管理規程を制定し、同規程に基づいて、当社への決裁及び報告に関する手続きを適正に行う。
- ロ. 重要なグループ会社には当社より取締役及び監査役を派遣し、経営指導及び監視を行う。
- ハ. グループ会社は当社からの管理または指導の内容について、法令違反その他コンプライアンス上重要な問題があると認めた場合には、当社の監査役にその旨を報告するものとし、当該報告を受けた監査役は、取締役に対して改善策の策定を求めることができる。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを定めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- イ. 当面は監査役を補助すべき使用人を置かないが、監査役の業務の状況及び効率に鑑みて必要と認められる場合には使用人を置くこととし、当該使用人は監査役の指揮命令に従うものとする。
- ロ. 当該使用人は、業務遂行部門との兼務ができず、採用、異動、考課等の人事については監査役会の承認を必要とする。

⑦当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制、当該報告をしたことにより不利益を受けないことを確保するための体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役は、取締役会のほか全ての社内の重要な会議に出席することができ、また、当社及び当社子会社の取締役及び使用人から職務の執行状況を聴取し、さらには社内の全ての書類及び資料について閲覧をすることができる。
- ロ. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告しなければならない。
- ハ. 監査役への報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。
- ニ. 内部監査部門は、内部監査の結果及び指摘事項に対する改善状況を監査役に報告しなければならない。
- ホ. 監査役は、社長、内部監査責任者、会計監査人、法務顧問、税務顧問及びグループ会社の監査役との情報の共有及び交換に努め、連携して当社グループの監査の実効性を確保する。
- ヘ. 監査役は、その職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項については、当社及び当社子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ト. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出した費用の償還等の請求をしたときは、監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

（上記の業務の適正を確保するための体制の運用状況）

「2025年6月期内部監査計画書」に基づき、当社及び当社子会社の内部監査を実施しました。内部監査の指摘事項については、直ちに該当部門が改善措置を行い、さらに内部監査部門が改善状況の評価を行って適合を確認しております。

内部監査の結果及び指摘事項に対する改善状況については、社長及び監査役に対して報告を行っております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年7月1日から
2025年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	1,836,587	1,956,966	2,439,317	△0	6,232,871
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			△210,696		△210,696
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	△210,696	-	△210,696
当 期 末 残 高	1,836,587	1,956,966	2,228,621	△0	6,022,175

	非支配株主持分	純資産合計
当 期 首 残 高	16,239	6,249,110
連結会計年度中の変動額		
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失		△210,696
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△672	△672
連結会計年度中の変動額合計	△672	△211,368
当 期 末 残 高	15,566	6,037,741

(注) 記載金額は、千円単位未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 4社
- ・連結子会社の名称 ㈱総合医科学研究所
㈱ビービーラボラトリーズ
日本予防医薬㈱
㈱NRLファーマ

②非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称 ㈱ウイルス医科学研究所
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社数 該当事項はありません。

②持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・非連結子会社の名称 ㈱ウイルス医科学研究所
- ・持分法を適用しない理由 持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
なお、時価のあるその他有価証券のうち「取得原価」と「債券金額」の差額の性格が金利の調整と認められるものについては、償却原価法により原価を算定しております。
- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. デリバティブ

時価法を採用しております。

ハ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品、原材料及び貯蔵品 主として、月別移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- ・仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産
(リース資産を除く) 定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|-----------|-------|
| 建物 | 8～18年 |
| 機械及び装置 | 8～10年 |
| 工具、器具及び備品 | 3～15年 |
- ロ. 無形固定資産
(リース資産を除く) 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては5年(社内における利用可能期間)、商標権については10年で償却しております。
- ハ. リース資産
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

- ・貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ・株主優待引当金 株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されることにより発生すると見込まれる額を株主優待引当金として計上しております。

- ④退職給付に係る会計処理の方法 一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

イ. 商品の販売に係る収益

商品の販売は主に、化粧品事業における化粧品等の販売や、健康補助食品事業における健康補助食品等の販売、機能性素材開発事業における機能性素材の販売等が含まれます。これらの商品の販売につきましては、引き渡し時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断し、当該商品の引き渡し時点で収益を認識しております。ただし、国内の販売においては、出荷時点から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

商品の販売から生じる収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で算定しております。

また、販売時にポイントを付与するサービスの提供について、付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しており、期末時点において履行義務を充足していない残高を契約負債として計上しております。

商品の販売に係る対価は、商品の引き渡し時点から主として1年以内に受領しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

ロ. サービスの提供に係る収益

サービスの提供は主に、生体評価システム事業のうち評価試験事業における食品等の機能性・安全性等に関する臨床評価試験及びこれに付随するサービス、ヘルスケアサポート事業における健康保険組合等に対する疾病予防・健康管理の各種支援サービスが含まれます。

このようなサービスの提供につきましては、履行義務が一時点で充足される場合には、サービスの提供終了時点において収益を認識しており、履行義務が一定の期間で充足される場合には、履行義務が提供される期間にわたって、又は充足に係る進捗度に基づいて収益を認識しております。

一時点で収益を認識する履行義務の対価は、サービスの提供終了後、主として1年以内に受領しております。また、一定期間にわたり収益を認識する履行義務の対価は、概ね提供するサービスの履行義務

の進捗に応じて段階的に受領しております。いずれも対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

- ⑥重要な外貨建の資産又は負債の外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- ⑦重要なヘッジ会計の方法
- イ. ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約について振当処理の要件を充たしている場合には、振当処理を採用しております。
- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象
- ・ヘッジ手段 為替予約
 - ・ヘッジ対象 外貨建買入債務及び外貨建予定取引
- ハ. ヘッジ方針 外貨建取引における為替相場の変動リスクをヘッジするため、予定する輸入仕入の範囲内で行うこととしております。
- ニ. ヘッジ有効性評価の方法 為替予約については、外貨建取引個々に為替予約を付しており、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているため、有効性の評価を省略しております。
- ⑧のれんの償却方法及び償却期間 のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。
- ⑨その他連結計算書類作成のための重要な事項
- グループ通算制度の適用 当社及び一部の連結子会社では、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 29,848千円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

将来減算一時差異に対して、将来の課税所得の発生時期及び金額を合理的に見積り、回収可能性を慎重に検討した上で繰延税金資産を計上しております。

課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としており、過去の実績等も総合的に勘案し、算定しております。

課税所得の発生時期及び金額は、連結計算書類作成時点において入手可能な情報に基づき慎重に検討しておりますが、様々な要因による将来の不確実な経済状況や経営状況の影響により見積りと乖離が発生した場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 157,764千円

5. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産及び減損損失の金額

場所	用途	種類	減損損失金額 (千円)
㈱総合医科学研究所 (大阪府吹田市)	臨床評価試験用資産	工具、器具及び備品	8,640
㈱ビービーラボラトリーズ (東京都渋谷区)	事業用資産	機械及び装置	27,142
		ソフトウェア	544
合計			36,326

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当連結会計年度において、生体評価システム事業の臨床評価試験用資産及び化粧品事業の事業用資産が将来に生み出すキャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 資産のグルーピングの方法

原則として、報告セグメントを基礎とした各社の事業単位で、資産のグルーピングを行っております。

(4) 回収可能価額の算定方法

当該資産の回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないため、使用価値は零として算定しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	26,158,200株	一株	一株	26,158,200株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	2株	一株	一株	2株

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

該当事項はありません。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定 日時株主総会	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年9月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	130,790	5.00	2025年6月30日	2025年9月26日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金及び設備投資資金につきましては、自己資金にて賄っております。余剰資金の運用につきましては、経理規程及び金融商品運用管理細則に基づき、商品性として投資元本が満額償還される安全性の高い商品を対象とし、さらに長期の運用の場合は、売却又は解約等により中途での換金が可能な商品であることを条件として行うこととしております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。一部原材料等の輸入に伴う外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引）を利用する等の方法によりヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（4）会計方針に関する事項 ⑦重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権につきましては、新規受注時において経理規程及び受注・売上処理細則に基づき取引先の事業内容、事業規模及び信用状況等の検討を行った上で与信限度額及び回収条件を設定し、受注後は経理規程及び販売管理規程に基づき、常に取引先との取引及び信用状況に留意し、取引先の信用悪化が予想又は判明したときは、迅速に正確な情報入手し、代金回収不能の事態に至らないよう万全を期すこととしております。投資有価証券のうち株式につきましては、発行体の財務状況等を把握し、発行体との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ. 市場リスクの管理

有価証券及び投資有価証券につきましては、経理規程及び金融商品運用管理細則に基づき、担当部門である財務部にて執行・管理しております。また、定期的に時価評価を行い、その後の運用方針の検討を行うこととしており、非上場株式については、定期的に発行体の財務状況を把握しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部門の決済担当者の承認を得て行っております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、後述の「(2) 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（（注）参照）。

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1) 投資有価証券	—	—	—
(2) デリバティブ取引	—	—	—

(*) 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「有価証券」、「買掛金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	26,351

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

8. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント						調整額 (注)	合計
	生体評価 システム	ヘルスケア サポート	化粧品	健康補助 食品	機能性素材 開発	計		
一時点で移転される財	242,294	688,306	1,506,090	2,127,777	282,565	4,847,034	1,500	4,848,534
一定の期間にわたり移転される財	-	-	-	-	-	-	-	-
顧客との契約から生じる収益	242,294	688,306	1,506,090	2,127,777	282,565	4,847,034	1,500	4,848,534
その他の収益	-	-	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	242,294	688,306	1,506,090	2,127,777	282,565	4,847,034	1,500	4,848,534

(注) 「調整額」は非連結子会社からの経営指導料等であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「(4) 会計方針に関する事項 ⑤ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3)当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度 (千円)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	428,934
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	223,883
契約資産 (期首残高)	—
契約資産 (期末残高)	—
契約負債 (期首残高)	235,496
契約負債 (期末残高)	326,937

契約資産は、主に一定期間にわたり収益を認識した履行義務に係る対価に対する当社及び連結子会社の権利のうち、債権を除いたものであり、対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に履行以前に顧客から受領した前受金や、自社ポイント制度において、将来使用されると見込まれる残高を計上したものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は191,053千円であります。

契約負債の増減は、主に前受金の受領及びポイント付与（契約負債の増加）と収益認識及びポイント失効（同、減少）により生じたものであります。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、主に生体評価システム事業のうち評価試験事業に関するものであり、当連結会計年度末現在で331,167千円であります。当該残存履行義務は履行の充足に応じ、今後1年から2年以内に収益を認識することを見込んでおります。

また、販売時にポイントを付与するサービスの提供に係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は96,821千円であります。当該残存履行義務について、ポイントの使用に応じて今後1年から2年以内に収益を認識することを見込んでおります。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 230円22銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 8円05銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

(連結子会社の事業活動終了の方針決定及び商標権の譲渡)

当社は、2025年8月18日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社ビービーラボラトリーズ（以下「Bb1」）について、中国市場から撤退するとともに全ての事業活動を終了する方針を決定し、またBb1が保有する「プラセンタ」に関するものを除く「Bb Laboratories」ブランドに係る商標権（以下「本件商標」）を譲渡する契約の締結を決議いたしました。

なお、Bb1は事業活動の終了後に解散し、清算を行う予定ですが、国内基盤の主力製品であるプラセンタ製品に関する化粧品事業は当社の連結子会社である日本予防医薬株式会社に移管し継続いたします。

(1) 事業活動終了の方針決定及び商標権の譲渡の理由

当社は、化粧品の製造販売業を営むBb1を2006年7月に連結子会社化しました。その後、2019年より中国市場向けの商品販売が大きく伸長し、当社グループの業績を牽引してまいりました一方で、日本国内売上高は伸び悩み、売上高の大部分が中国市場へ依存する状況であることが経営課題となっていたところ、2023年8月からの福島原発における処理水の問題に端を発した日本製品の買い控えが生じ、その後、中国国内の市場環境の悪化や現地メーカーの台頭によって、大変厳しい経営環境が継続しております。

このような状況の中、当社は2025年6月期を「構造改革」の事業年度として位置づけ、新経営体制のもと、将来の持続的成長に向けた研究開発や医療DXサービス構築などの先行投資を積極的に実施しながら、グループ全体の収益性改善に取り組んでまいりました。構造改革は着実に進展しており、今後は、医療DXを中心としたヘルスケア事業領域への集中に加えて、既存の健康補助食品事業をセルフメディケ

ーション支援通販事業として強化します。それらに集中していくために、既存の事業ポートフォリオの見直しが必要と判断しております。

Bb1における化粧品製造販売事業は、中国市場依存度が高く、大幅な業績回復は見込みづらい状況にあるため、事業活動終了の方針を決議いたしました。

また、事業活動終了の方針決定に伴い、今後、本件商標を当社で使用する予定がないため、その有効活用について協議を進めた結果、化粧品事業における中国市場向け商品販売に関連した資本業務提携先である高浪控股股份有限公司のグループ会社であるGlobal Beauty Technology 株式会社（以下「GBT社」）において、本件商標を活用した化粧品製造販売事業を行いたいとの意向が示されました。これを受け、協議を重ねた結果、「プラセンタ」に関するものを除く商標をGBT社へ譲渡することで合意し、Bb1とGBT社との間で本件商標の商標権等の譲渡に関する契約（以下「本件商標権等譲渡契約」）を締結いたしました。

なお、本件商標権等譲渡契約に基づき、2026年3月31日までを移行期間として、日本国内においてBb1は本件商標の商標権の利用が可能です。

(2) 事業活動終了及び商標権の譲渡の日程

1. 取締役会決議日	2025年8月18日
2. 本件商標権等譲渡契約締結日	2025年8月18日
3. 商標権等譲渡実行日	2025年8月28日
4. B b 1 事業終了日	2026年3月31日（予定）

(3) 事業活動を終了する子会社の概要

1. 名称	株式会社ビービーラボラトリーズ	
2. 所在地	東京都渋谷区神宮前六丁目19番16号	
3. 代表者の役職・氏名	代表取締役 石神 賢太郎	
4. 主な事業内容	化粧品の研究開発、製造販売及び輸出事業	
5. 資本金	5,300万円	
6. 設立年月日	1997年11月7日	
7. 大株主及び持株比率	株式会社総医研ホールディングス 100%	
8. 当社と当該会社との関係	・資本関係	当社が当該会社の発行済株式の100%を保有しております。
	・人的関係	当社の取締役1名が当該会社代表取締役を兼任、当社従業員1名が当該会社の取締役を兼任しております。
	・取引関係	当社は当該会社の経営管理業務等の受託、事業運営に必要な金銭の貸付等の取引関係があります。

(4) 本件商標譲渡の概要

1. 本件商標の内容	「Bb Laboratories」ブランドに係る商標権 (日本国外における商標権を含む) (「プラセンタ」に係る商標は含まない)
2. 譲渡金額	相手先の意向により、非開示とさせていただきます。
3. 帳簿価額	0円

(5) 本件商標の譲渡先の概要

1. 名 称	Global Beauty Technology 株式会社	
2. 所 在 地	東京都荒川区南千住三丁目27-2	
3. 代表者の役職・氏名	代表取締役 高浪華	
4. 主 な 事 業 内 容	・化粧品、健康及び美容関連商品の企画、製造、販売及び輸出入 ・衣料品、書籍、文房具など一般雑貨類の販売 ・インターネットを利用した通信販売及び飲食、娯楽、宿泊施設に関する情報の提供 ・広告代理業 ・電子商取引 ・国際貿易、商品、技術の輸出入	
5. 資 本 金	100万円	
6. 設 立 年 月 日	2022年9月22日	
7. 当社と当該会社との関係	・資本関係	該当事項はありません。
	・人的関係	該当事項はありません。
	・取引関係	該当事項はありません。
	・関連当事者への該当状況	当該会社は当社の関連当事者に該当します。当該会社の親会社GOLONG HOLDING CO., LIMITEDは当社の発行済株式総数の17.68%を保有しております。

※当該会社の大株主及び持株比率、詳細な財務情報については、非公開会社かつ相手先の要請により非開示としております。

(6) 当該事象による損益への影響

当該事象による業績への影響につきましては現在精査中であり、翌連結会計年度の損益における具体的な影響額については未確定です。

(希望退職制度の実施)

当社は、2025年8月18日開催の取締役会において、希望退職制度の実施を決議いたしました。

(1) 希望退職制度実施の理由

当社グループは、2025年6月期を「構造改革」の事業年度として位置づけ、新経営体制のもと、将来の持続的成長に向けた研究開発や医療DXサービス構築などの先行投資を積極的に実施しながら、グループ全体の収益性改善に取り組んでまいりました。

構造改革は着実に進展しており、医療DXを中心としたヘルスケア事業領域へ経営資源を集中する方針として、事業ポートフォリオの見直しを実施します。グループ全体の事業ポートフォリオの再構築は、医療DXを中心としたヘルスケア事業領域への集中に加えて、中国市場に大きく依存した化粧品事業を縮小し、また、既存の健康補助食品事業をセルフメディケーション支援通販事業として強化を図るなど大幅な変更となります。

こうした事業ポートフォリオの再構築のタイミングにおいて、人的資源の最適化を図り、効率的な事業運営体制を構築するとともに、グループ全体として大きな転換期を迎える中、既存の各社員のライフプランにおける新たなキャリアの支援の一環として希望退職制度を実施することといたしました。

(2) 希望退職制度の概要

1. 対 象 者	当社及び当社子会社の全てに所属する正社員
2. 募 集 人 数	特に定めない
3. 募 集 期 間	2025年9月11日から2025年9月19日まで
4. 退 職 日	2025年10月31日
5. 優 遇 措 置	①特別退職金を支給 ②希望者に対して再就職支援サービスを提供

(3) 当該事象による損益への影響

本制度の実施に伴い発生する特別退職金等の費用につきましては、特別損失として計上する予定ですが、翌連結会計年度の損益における具体的な影響額については未確定です。

貸借対照表

(2025年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	3,242,052	流動負債	59,402
現金及び預金	2,398,391	未払金	20,501
有価証券	300,000	未払費用	3,192
貯蔵品	150	未払法人税等	6,218
前払費用	38,596	預り金	4,018
短期貸付金	450,000	株主優待引当金	25,471
未収入金	48,812		
その他	6,101	負債合計	59,402
固定資産	1,412,447	純 資 産 の 部	
有形固定資産	974	株主資本	4,595,098
建物	94	資本金	1,836,587
工具、器具及び備品	880	資本剰余金	1,931,477
無形固定資産	282	資本準備金	1,931,477
電話加入権	282	利益剰余金	827,034
投資その他の資産	1,411,190	その他利益剰余金	827,034
投資有価証券	25,000	別途積立金	10,000
関係会社株式	1,303,759	繰越利益剰余金	817,034
繰延税金資産	17,440	自己株式	△0
その他	64,990	純資産合計	4,595,098
資産合計	4,654,500	負債・純資産合計	4,654,500

(注) 記載金額は、千円単位未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年7月1日から
2025年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		753,400
売 上 総 利 益		753,400
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		344,160
営 業 利 益		409,239
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	9,783	
そ の 他	821	10,604
経 常 利 益		419,844
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	5,114	
事 業 所 整 理 損 失	16,788	
そ の 他	9,464	31,366
税 引 前 当 期 純 利 益		388,478
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△41,678	
法 人 税 等 調 整 額	△17,440	△59,118
当 期 純 利 益		447,596

(注) 記載金額は、千円単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年7月1日から
2025年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 計		その他利益剰余金		
				別 積	途 金	繰 越 利 益 金	利 益 剰 余 金 計
当 期 首 残 高	1,836,587	1,931,477	1,931,477	10,000		369,437	379,437
事業年度中の変動額							
当 期 純 利 益						447,596	447,596
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-		447,596	447,596
当 期 末 残 高	1,836,587	1,931,477	1,931,477	10,000		817,034	827,034

	株 主 資 本		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	
当 期 首 残 高	△0	4,147,501	4,147,501
事業年度中の変動額			
当 期 純 利 益		447,596	447,596
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			-
事業年度中の変動額合計	-	447,596	447,596
当 期 末 残 高	△0	4,595,098	4,595,098

(注) 記載金額は、千円単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

②その他有価証券

- ・市場価格のない株式等
以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

なお、時価のあるその他有価証券のうち「取得原価」と「債券金額」の差額の性格が金利の調整と認められるものについては、償却原価法により原価を算定しております。

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～15年
工具、器具及び備品	4～20年

②無形固定資産

（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

・貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

・株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、当事業年度末において将来利用されることにより発生すると見込まれる額を株主優待引当金として計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、主に子会社からの経営指導料及び受取配当金であります。経営指導料については、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務を提供した時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。履行義務の対価は、受託業務の提供終了後、主として1ヶ月以内に受領しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

・グループ通算制度の適用

当社では、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当事業年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	10,647千円
(2) 保証債務	
以下の関係会社の仕入債務に対し債務保証を行っております。	
日本予防医薬㈱	13,973千円
(3) 関係会社に対する金銭債権・債務	
短期金銭債権	498,704千円
短期金銭債務	1,374千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引	
売上高	753,400千円
営業取引以外の取引高	8,012千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数
 普通株式 2株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	1,411千円
投資有価証券評価損	6,303千円
会社分割に伴う新設会社株式	12,157千円
関係会社株式評価損	362,280千円
その他	13,288千円
税務上の繰越欠損金	347,022千円
繰延税金資産小計	742,464千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△339,515千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△385,508千円
評価性引当額小計	△725,023千円
繰延税金資産合計	17,440千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
					役員兼任等	事業上の関係				
子会社	㈱総合医科学研究所	100,000	生体評価システム・ヘルスケアサポート事業	(所有)直接100.0	兼任3名	経営指導	受取手数料	19,200	—	—
子会社	日本予防医薬㈱	155,000	健康補助食品事業	(所有)直接100.0	兼任2名	経営指導 資金の援助 債務の保証	受取手数料	16,500	—	—
							資金貸付	1,800,000	貸付金	450,000
							貸付金返済	1,800,000	—	—
							受取利息	4,499	—	—
債務保証	13,973	—	—							
子会社	㈱ビービーラポラトリーズ	53,000	化粧品事業	(所有)直接100.0	兼任1名	経営指導	受取手数料	24,600	—	—
子会社	㈱NRLファーマ	64,000	機能性素材開発事業	(所有)直接98.7	兼任4名	経営指導	資金貸付	600,000	貸付金	—
							貸付金返済	1,400,000	—	—
							受取利息	3,512	—	—
子会社	㈱ウイルス医科学研究所	50,000	バイオマーカー開発事業	(所有)直接66.0	兼任2名	経営指導	受取手数料	1,500	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① 受取手数料については、契約条件により決定しております。
- ② 資金の貸付については、市場金利を勘案して合理的に利率を決定しております。
なお、担保は受け入れておりません。
- ③ 日本予防医薬㈱の仕入債務に対する債務保証を行っております。なお、保証料は受領しておりません。

9. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	175円67銭
(2) 1株当たり当期純利益	17円11銭

11. 重要な後発事象に関する注記

(連結子会社の事業活動終了の方針決定及び商標権の譲渡)

当社は、2025年8月18日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社ビービーラボラトリーズ（以下「Bb1」）について、中国市場から撤退するとともに全ての事業活動を終了する方針を決定し、またBb1が保有する「プラセンタ」に関するものを除く「Bb Laboratories」ブランドに係る商標権を譲渡する契約の締結を決議いたしました。

なお、Bb1は事業活動の終了後に解散し、清算を行う予定ですが、国内基盤の主力製品であるプラセンタ製品に関する化粧品事業は当社の連結子会社である日本予防医薬株式会社に移管し継続いたします。

本件に関する詳細は、連結計算書類の連結注記表の「11. 重要な後発事象に関する注記（連結子会社の事業活動終了の方針決定及び商標権の譲渡）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(希望退職制度の実施)

当社は、2025年8月18日開催の取締役会において、希望退職制度の実施を決議いたしました。

なお、本件に関する詳細は、連結計算書類の連結注記表の「11. 重要な後発事象に関する注記（希望退職制度の実施）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年 8 月22日

株式会社総医研ホールディングス
取締役会 御中

あると築地有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長 井 完 文
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 曾 川 俊 洋
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社総医研ホールディングスの2024年7月1日から2025年6月30日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上